

役員退職金規程

社会福祉法人葵会

役員退職金規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人葵会の法人を退職する役員の退職金の支給について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 金額の決定等

(退職金額の決定)

第2条 退職する役員に対する退職慰労金の金額は、本規定に基づいて計算を行い、評議員会の承認を経て決定する。ここで定める役員とは、理事長及び常務理事とする。

(役員の退職金の額の計算)

第3条 理事長の最終退職時の報酬月額×役員の在任年数× 3.0係数の計算式により算出した額を合算して得た額とする。

常務理事の最終退職時の報酬月額×役員の在任年数× 1.5係数の計算式により算出した額を合算して得た額とする。

*上記在任年数は1ヵ年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

2 役員在任中に報酬月額に減額が生じた場合、退職金の計算を行う最終退職時の報酬月額とする。

(報酬月額)

第4条 報酬月額とは毎月定まって支給されるものの総額をいう。

(当法人職員から理事長に就任した者の退職金)

第5条 当法人職員から理事長に就任した役員で、法人職員を脱退したときは、脱退日の翌日（以下「起算日」という）から第3条を適用し、在任年数は起算日からの在任年数とする。

第3章 支給等

(支給の停止または特別減額)

第6条 退職する役員のうち、在任中特に重大な損害を法人に与えた場合や退任に際して円満に退任しなかった場合、さらには一方的に退任した場合は、評議員会の承認を経て、第3条により算出した金額を支給しないか、または減額することができる。

(支給時期及び方法)

第7条 退職金の支給時期は、評議員会の承認後2ヵ月以内に直接本人に一括払いとする。

(死亡役員に対する退職金)

第8条 在任中死亡した役員に対する退職金は遺族に支給する。

(規程の改正)

第9条 この規程は、評議員会の承認を経て改正することができる。

附 則

1 本規程は、2025年 6月 1日より施行する。